

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課)	49
○管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条 第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則 (企業局総務課)	55
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)..... (総務業務センター)	56
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	57
○土地改良事業の施行の同意..... (農業施設管理課)	57
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	57
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	57
道企業管理規程	
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程.....	57
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	58
○北海道企業局処務規程の一部を改正する規程.....	59
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	59
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	67
規 則	
医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年5月29日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第58号	
医療法施行細則の一部を改正する規則	
医療法施行細則(昭和46年北海道規則第84号)の一部を次のように改正する。	
第27条の2中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。	
第27条の3中「第31条の3」を「第31条の4」に改める。	

第27条の4中「第31条の4」を「第31条の5」に改める。

第30条の見出し中「決算」を「事業報告書等」に改め、同条中「第51条第1項」を「第52条第1項」に、「決算の」を「事業報告書等の」に改め、「の決算届」を削る。

第34条の2中「第68条」を「第68条第1項」に改め、「(明治29年法律第89号)」を削り、同条を第34条の3とし、第34条の次に次の1条を加える。

(仮理事の選任の請求)

第34条の2 法第68条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任の請求は、別記第39号様式の2の仮理事選任請求書によってしなければならない。

第37条中第22号を第24号とし、第2号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第6条の8第1項の規定による報告命令及び立入検査に関すること。

(3) 法第6条の8第2項の規定による広告の中止命令及び広告の内容の是正命令に関すること。

別記第4号様式備考の事項に次の1事項を加える。

(9) 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師、嘱託病院(診療所)又はこれらによる対応が困難な場合のために定めた病院(診療所)を変更したときは、嘱託医師等となるよう依頼した書類の写しを添付すること。

別記第5号様式7の事項を次のように改める。

7 分娩を取り扱う助産所であるとき

(1) 嘱託医師又は嘱託病院(診療所)

ア 氏名(嘱託病院(診療所)の場合は、その名称)

イ 住所(嘱託病院(診療所)の場合は、その所在地)

ウ 担当診療科目(嘱託病院(診療所)の場合は、標ぼう診療科目)中の産科又は産婦人科の有無 有・無

エ 嘱託医師又は嘱託病院(診療所)との合意の有無 有・無

(2) 嘱託医師又は嘱託病院(診療所)による対応が困難な場合のために定めた病院(診療所)

ア 名 称

イ 所 在 地

ウ 産科又は産婦人科の有無 有・無

エ 産科又は産婦人科に係る入院施設の有無 有・無

オ 小児科の有無 有・無

カ 新生児への診療の可否 可・否

キ 新生児入院施設の有無 有・無

ク 病院（診療所）との合意の有無 有・無

別記第5号様式中8の事項を9の事項とし、7の事項の次に次の1事項を加える。

8 助産所であるとき

業務に従事する助産師

氏 名	勤務している 日（曜日）	勤務時間	助産師籍登録		
			番 号	年 月 日	

別記第5号様式備考4の事項を次のように改める。

4 分娩を取り扱う助産所にあつては、嘱託医師又は嘱託病院（診療所）となるよう依頼した書類及び嘱託医師又は嘱託病院（診療所）による対応が困難な場合のために嘱託する病院（診療所）となるよう依頼した書類の写しを添付すること。

別記第7号様式12の事項を次のように改める。

12 分娩を取り扱う助産所であるとき

(1) 嘱託医師又は嘱託病院（診療所）

ア 氏名（嘱託病院（診療所）の場合は、その名称）

イ 住所（嘱託病院（診療所）の場合は、その所在地）

ウ 担当診療科目（嘱託病院（診療所）の場合は、標ぼう診療科目）中の産科又は産婦人科の有無 有・無

エ 嘱託医師又は嘱託病院（診療所）との合意の有無 有・無

(2) 嘱託医師又は嘱託病院（診療所）による対応が困難な場合のために定めた病院（診療所）

ア 名 称

イ 所 在 地

ウ 産科又は産婦人科の有無 有・無

エ 産科又は産婦人科に係る入院施設の有無 有・無

オ 小児科の有無 有・無

カ 新生児への診療の可否 可・否

キ 新生児入院施設の有無 有・無

ク 病院（診療所）との合意の有無 有・無

別記第7号様式備考4の事項を次のように改める。

4 分娩を取り扱う助産所にあつては、嘱託医師又は嘱託病院（診療所）となるよう依頼した書類及び嘱託医師又は嘱託病院（診療所）による対応が困難な場合のために嘱託する病院（診療所）となるよう依頼した書類の写しを添付すること。

別記第29号様式から別記第39号様式までを次のように改める。

別記第29号様式（第27条関係）

年 月 日

北海道知事 様

住 所

医療法人

設立代表者



電話番号

医療法人設立認可申請書

医療法人を設立したいので、医療法第44条第1項の規定により申請します。

注 住所及び電話番号は、設立代表者の個人の住所及び電話番号とする。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 3 設立決議録（財団である医療法人を設立する場合にあつては、添付する必要はないこと。）
- 4 設立趣意書
- 5 役員及び社員（評議員）の名簿
- 6 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 7 当該医療法人の開業しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 8 法第42条第4号又は第5号の附帯業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 9 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 10 設立者の履歴書
- 11 設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証明する書類
- 12 役員の就任承諾書及び履歴書
- 13 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、医師免許証）又は歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科

医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証)の写し

備考 正本1部、副本2部を提出すること。

別記第30号様式 (第27条の2関係)

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長
電話番号

理事数特例認可申請書

当法人に2人(1人)の理事を置くこととしたいので、医療法第46条の2第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数
- 2 常時勤務する医師又は歯科医師の数
- 3 理事を2人(1人)にする理由

備考

- 1 正本1部、副本2部を提出すること。
- 2 定款(寄附行為)変更認可申請書と同時に提出すること。

別記第31号様式 (第27条の3関係)

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長
電話番号

非医師等理事長選出認可申請書

医師又は歯科医師以外の理事から理事長を選出したいので、医療法第46条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 当該理事の住所及び氏名
- 2 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

添付書類

- 1 理事長就任予定者の履歴書
- 2 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書
- 3 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し
(原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。)

備考 正本1部、副本2部を提出すること。

別記第32号様式 (第27条の4関係)

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長
電話番号

管理者理事就任免除認可申請書

病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えないこととしたいので、医療法第47条第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 理事に加えない管理者の住所及び氏名
- 2 当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 3 当該管理者を理事に加えない理由

備考 正本1部、副本2部を提出すること。

別記第33号様式 (第28条関係)

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長
電話番号

定款(寄附行為)変更認可申請書

定款(寄附行為)を変更したいので、医療法第50条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の変更内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類

- 2 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- (1) 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録
- (2) 財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録
- 3 定款又は寄附行為の変更が当該医療法人が新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次の書類を添付すること。
- (1) 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- (2) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証）又は歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証）の写し
- 4 定款又は寄附行為の変更が当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類を添付すること。
- 5 定款又は寄附行為の変更が社会医療法人である医療法人が法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類を添付すること。
- 6 3から5までのいずれかに該当する場合は、次の書類を添付すること。
- (1) 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (2) 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写し並びに登記事項証明書及びその評価額を証明する書類（当該拠出又は寄附を受ける財産が不動産であるときに限る。）
- (3) 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書
- 備考 正本1部、副本2部を提出すること。
- 注 1 事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設のほか、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。
- 2 変更予算書は、現行、変更後、増減に分けること。

別記第34号様式（第29条関係）

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長
電話番号



定款（寄附行為）変更届

定款（寄附行為）を変更したので、医療法第50条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

新 条 文	旧 条 文

添付書類 定款又は寄附行為
備考 正本1部、副本1部を提出すること。
別記第35号様式（第30条関係）

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長
電話番号



決 算 届
年 月 日から 年 月 日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。
添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人の場合は、法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債を発行した医療法人の場合は、次に掲げる書類（ただし、(4)及び(5)は社会医療法人に限る。）

(1) 純資産変動計算書 (2) キャッシュ・フロー計算書 (3) 附属明細表 (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書 (5) 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 備考 正本1部、副本1部を提出すること。 注 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すること。 2 提出は、毎会計年度終了後3月以内であること。 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要となること。 別記第36号様式（第31条関係） 法人番号： 年 月 日 北海道知事 様 主たる事務所の所在地 医療法人 理事長  電話番号 医療法人解散認可申請書 医療法第55条第1項第2号（第3号）により医療法人を解散したいので、同条第3項の規定により申請します。 添付書類 1 理由書 2 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類 (1) 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 (2) 財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録 3 財産目録及び貸借対照表 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 備考 正本1部、副本2部を提出すること。 別記第37号様式（第32条関係） 法人番号： 年 月 日 北海道知事 様 主たる事務所の所在地	医療法人 清算人  電話番号 医療法人解散届 医療法第55条第1項第1号（第1項第5号、第2項第1号）により、医療法人を解散したので、同条第5項の規定により届け出ます。 添付書類 1 理由書 2 財産目録及び貸借対照表 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 4 登記事項証明書 5 清算人の履歴書 6 清算人の就任承諾書 備考 正本1部、副本1部を提出すること。 別記第38号様式（第33条関係） 法人番号： 年 月 日 北海道知事 様 主たる事務所の所在地 医療法人 清算人  電話番号 残余財産処分（帰属）認可申請書 残余財産の処分（帰属）について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の医療法第56条第2項又は第3項の規定により申請します。 添付書類 1 解散の理由書 2 財産目録及び貸借対照表 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 4 残余財産の帰属者の同意書 5 社団の医療法人にあっては総社員の同意書 備考 正本1部、副本2部を提出すること。 別記第39号様式（第34条関係）
--	--

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

㊞

電話番号

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

㊞

電話番号

医療法人合併認可申請書

医療法人の合併をしたいので、医療法第57条第4項の規定により申請します。

添付書類

1 理由書

2 法第57条第1項又は第3項の経緯を証する書類

(1) 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録

(2) 財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録

3 合併契約書の写し

4 法第60条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

5 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行為

6 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為

7 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表

8 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

9 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書

10 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、医師免許証）又は歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証）の写し

備考 正本1部、副本2部を提出すること。

別記第39号様式の次に次の1様式を加える。

別記第39号様式の2（第34条の2関係）

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人

利害関係人

㊞

電話番号

仮理事選任請求書

次の者を、本法人の仮理事に選任したいので、医療法第68条第1項において準用する民法第56条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 仮理事に選任されるべき者

住 所

氏 名

生年月日

仮理事に選任する理由

2 選任を必要とする理由

添付書類

1 仮理事の履歴書

2 仮理事の就任承諾書

3 役員及び社員（評議員）の名簿

備考 正本1部、副本1部を提出すること。

別記第40号様式から別記第42号様式までを次のように改める。

別記第40号様式（第34条の3関係）

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

㊞

電話番号

特別代理人選任請求書

特別代理人を選任したいので、医療法第68条第1項において準用する民法第57条の規定により、次のとおり請求します。

記 1 特別代理人に選任されるべき者 住所 氏名 生年月日 代理権の範囲 2 選任を必要とする理由 添付書類 1 特別代理人に与える代理権の範囲及びその代理行為を承認する旨を議決した社員総会（理事会）の議事録の写し（原本に相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。） 2 特別代理人の履歴書 3 特別代理人の就任承諾書 備考 正本1部、副本1部を提出すること。 別記第41号様式（第35条関係） 法人番号：年 月 日 北海道知事様 主たる事務所の所在地 医療法人 理事長 電話番号 登記届 登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により、次のとおり届け出ます。 記 1 登記事項（該当する部分に○印を付すこと。） () 年 月 日 第 号指令による認可事項 () 理事長変更 () 資産総額の変更 () その他 () 2 登記年月日 年 月 日 添付書類 登記事項証明書 備考 正本1部、副本1部を提出すること。 別記第42号様式（第35条の2関係）	法人番号：年 月 日 北海道知事様 主たる事務所の所在地 医療法人 理事長 電話番号 役員変更届 役員を変更したので、医療法施行令第5条の13の規定により、次のとおり届け出ます。 記 1 新旧役員名簿 <table><tr><th rowspan="2">役職名</th><th colspan="2">旧役員</th><th colspan="2">新役員</th></tr><tr><th>氏名</th><th>退任年月日</th><th>氏名</th><th>就任年月日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 役員定数 理事 名以上 名以内（内訳） 監事 名以上 名以内 添付書類 1 新たに就任した役員の就任承諾書 2 新たに就任した役員の履歴書 備考 正本1部、副本1部を提出すること。 注 変更のない役員についても全員記載し、変更する者を太字等でわかりやすく表示すること。 附則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の医療法施行細則第30条及び別記第35号様式の規定は、平成19年4月1日以後に始まる会計年度について適用し、同日前に始まる会計年度については、この規則による改正前の医療法施行細則第30条及び別記第35号様式の規定は、なおその効力を有する。 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	役職名	旧役員		新役員		氏名	退任年月日	氏名	就任年月日					
役職名	旧役員		新役員												
	氏名	退任年月日	氏名	就任年月日											

平成19年 5月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第59号 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則 （管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則の一部改正） 第1条 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則（昭和39年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。 第2号中「夕張川発電管理事務所の次長」を「次長並びに発電事業所の所長」に改め、第4号を削る。 （地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部改正） 第2条 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則（昭和40年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。 第2号中「夕張川発電管理事務所の次長」を「次長並びに発電事業所の所長」に改め、第4号を削る。 附 則 この規則は、平成19年 6月 1日から施行する。	(1) 2,100円 (2) 2,394円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年 3月30日付け北海道告示第215号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道告示第402号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年 5月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）29台分に係る 1 か月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価 (2) 調達台数及び調達予定枚数 29台及び 1 か月当たり1,255,000枚（29台分の調達予定枚数） 2 落札を決定した日 平成19年 5月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 キャノンマーケティングジャパン株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目16番6号 4 落札金額 (1) 基本料金 一式 0円 (2) 複写料金 1枚当たり 70銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年 4月20日付け北海道告示第304号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
告 示	
北海道告示第401号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年 5月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1台1月当たりの単価） (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 63台 (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 16台 2 落札を決定した日 平成19年 4月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地 (2)ア 氏 名 北海道日興通信株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33 4 落札金額	

北海道告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年5月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
蕨岱中央	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）	北海道石狩支庁東長沼第2同
	（区画整理、農業用排水、農道、暗きょ）	北海道空知支庁

北海道告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成19年5月18日、小清水町の行う土地改良（倉栄中央地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成19年5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第405号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
美広	一般農道整備（一般）	平成18. 9. 29
金山	同（広域関連）	同 18. 10. 10
十三郷	農免農道整備	同 18. 11. 20

北海道告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する。

平成19年5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松前町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松前町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道企業管理規程

北海道企業管理規程第6号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年5月29日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

北海道企業局天塩川発電 管理事務所	士別市	岩尾内発電所 ポンテシオ発電所
----------------------	-----	--------------------

を

		岩尾内発電所 ポンテシオ発電所	に改め、同条第3項
--	--	--------------------	-----------

中「、天塩川発電管理事務所、室蘭地区工業用水道管理事務所及び苫小牧地区工業用水道管理事務所」を削り、「庶務係」の次に「、電気係、土木係」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 室蘭地区工業用水道管理事務所及び苫小牧地区工業用水道管理事務所に、庶務係及び事業係を置く。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（発電事業所及び係）

第4条の2 発電管理事務所の事務の一部を分掌させるため、必要な地に発電事業所を置く。

2 発電事業所の名称、位置及び担当施設は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 施 設
北海道企業局鷹泊発電管理事務所天塩川発電事業所	士別市	岩尾内発電所 ポンテシオ発電所

3 発電事業所に、庶務係及び事業係を置く。

第6条及び第7条を次のように改める。

（管理事務所の分掌事務）

第6条 管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

発電管理事務所

- (1) 発電施設の管理に関すること。
- (2) 発電施設の運転に関すること（滝の上発電所及び清水沢発電所に係るものに限る。）。
- (3) ダム及び取水堰^{せき}の管理並びにダム管理事務所との連絡調整に関すること。
- (4) 水利関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 気象及び水像の記録に関すること。

工業用水道管理事務所

- (1) 工業用水道施設の管理に関すること。
- (2) 気象及び水像の記録に関すること。
- (3) 工業用水の使用制限に関すること。

（発電事業所の分掌事務）

第7条 発電事業所の分掌事務は、前条の発電管理事務所の分掌事務のうち第1号、第3号（取水堰の管理に係るものを除く。）、第4号及び第5号に掲げる事務とする。

第7条の2第1項中「管理事務所に」を「管理事務所又は発電事業所に」に改め、「管理事務所長」の次に「又は発電事業所長」を加え、同条第2項中「管理事務所長」の次に「及び発電事業所長」を加える。

第8条第1項の表管理事務所の項の次に次のように加える。

発電事業所	所 長	上司の命を受け、発電事業所の業務を処理する。
-------	-----	------------------------

第8条第2項の表管理事務所の項の次に次のように加える。

発電事業所	次 長	発電事業所長を補佐し、発電事業所の業務を整理する。
-------	-----	---------------------------

第9条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年5月31日において次の表の左欄に掲げる組織に勤務する者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き、当該右欄の組織に勤務を命ぜられたものとする。

天塩川発電管理事務所	鷹泊発電管理事務所天塩川発電事業所
------------	-------------------

北海道企業管理規程第7号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年5月29日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3級の項3の事項中「次長又は」を削り、同項中5の事項を6の事項とし、4

の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。 4 発電事業所の次長又は係長の職務 別表第2の4級の項3の事項中「困難な業務を処理する次長又は」を削り、同項中5の事項を6の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。 4 発電事業所の困難な業務を処理する次長又は特に困難な業務を処理する係長の職務 別表第2の5級の項4の事項中「所長、特に困難な業務を処理する」を削り、同項中5の事項を6の事項とし、4の事項の次に次の1事項を加える。 5 発電事業所の所長、特に困難な業務を処理する次長又は極めて困難な業務を処理する係長の職務 別表第2の6級の項3の事項中「困難な業務を処理する所長又は極めて」を「所長又は」に改め、同項に次の1事項を加える。 4 発電事業所の困難な業務を処理する所長の職務 別表第2の7級の項2の事項中「特に」を削る。 別表第2の2中「課長」の次に「及び参事」を加え、「夕張川発電管理事務所長」を「発電管理事務所長」に改め、「、鷹泊発電管理事務所長、天塩川発電管理事務所長」を削り、「、工業用水道建設事務所長及び夕張川発電管理事務所次長」を「及び発電管理事務所次長」に改める。 附 則 この規程は、平成19年6月1日から施行する。	第14条第1項中「所長が」を「管理事務所長又は発電事業所長（以下この条において「所長」という。）が」に改める。 附 則 この規程は、平成19年6月1日から施行する。				
	道 公 安 委 員 会 規 則				
	道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年5月29日 北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄 北海道公安委員会規則第6号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 第10条の3を削る。 第21条中「第32条の2第4号」を「第32条の3」に改める。 第21条の4第1項、第2項及び第6項中「第34条第2項第2号」を「第34条第3項第2号」に、「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。 第21条の5第4項中「大型免許、」を削る。 第22条の2中「第21条の9第1項中」の次に「「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、」を、「「(2)技能再試験」と、」の次に「同条2項中「前項各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を」とあるのは「技能再試験は、学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかった者に対しては」と、」を加える。 第29条中第4項を削り、第5項を第4項に、第6項を第5項に改める。 別表1申請及び届出の種別の項中「令第32条の2第4号」を「令第32条の3」に、 <table><tr><td>「</td><td>令第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 規則第21条の3 法附則第3条第3項 法附則第5条第2項 令附則第3項 昭和40年改正法附則第2条第3項</td><td>「</td><td>令第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 規則第21条の3</td></tr></table>	「	令第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 規則第21条の3 法附則第3条第3項 法附則第5条第2項 令附則第3項 昭和40年改正法附則第2条第3項	「	令第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 規則第21条の3
「	令第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 規則第21条の3 法附則第3条第3項 法附則第5条第2項 令附則第3項 昭和40年改正法附則第2条第3項	「	令第89条 （免許の申請） 施行規則第18条の5 規則第21条の3		

同 法附則第5条第3項
道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第10号）附則第2項（限定（条件）解除審査の申請）
法第94条第3項（免許証の再交付の申請）
法第104条の4第2項（申請による免許の取消し）
同 条第5項（運転経歴証明書の申請）
法第107条の7第2項（国外運転免許証の交付申請）

を

（限定（条件）解除審査の申請）
法第94条第3項（免許証の再交付の申請）
法第104条の4第2項（申請による免許の取消し）
同 条第5項（運転経歴証明書の申請）
法第107条の7第2項（国外運転免許証の交付申請）

に、「令第34条第2項

」

第2号」を「令第34条第3項第2号」に、「同 条第3項第2号」を「同 条第4項第

2号」に、

「

法第92条
の2第1
項に規定
する優良
運転者

を

「

法第92条
の2第1
項に規定
する優良
運転者及
び一般運
転者

に、

」

「 優良運転
者以外の
者 」 を 「 優良運転
者及び一
般運転者
以外の者 」

に改める。

別記様式第4号中「平成」を削り、同様式注3中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第5号中「平成」を削り、同様式注2中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第9号中「平成」を削り、同様式注3中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第10号の2中「平成」を削る。

別記様式第11号中「平成」を削り、同様式注2中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第12号の2中「平成」を削り、同様式注3中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第12号の3及び別記様式第12号の3の2中「平成」を削る。

別記様式第12号の4中「平成」を削り、同様式注2中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第12号の5中「平成」を削り、同様式注3中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第12号の6を削る。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号（第13条関係）

控（警察署）

整理番号
〔公安委員会
承認番号〕

北海道公安委員会殿

安全運転管理者
副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

〒

住所（所在地）.....

届出者 ふりがな
（使用者） 氏名（名称）

㊞

電話

届出の区分		選任、解任、改任、変更 1 届出書（使用者、代理人等）の氏名・名称・住所（所在地） 2 安全運転管理者等の氏名・職務上の地位 3 自動車の使用の本拠の名称・位置										
安全 全 運 転 管 理 者 等	選任年月日	年 月 日										
	ふりがな氏名					年 月 日生 (歳)						
	資格要件	安全管理者	実務経験 1 運転管理 2 年以上		公安委員会教習終了 2 運転管理 1 年以上		3 公安委員会の認定					
		副安全管理者	実務経験 1 運転管理 1 年以上		2 運転 3 年以上		3 公安委員会の認定					
	職務上の地位											
	運転免許証	第 年 月 日交付 号 公安委員会										
		免許の種類	免許		免許		免許					
		免許年月日	. .		. .		. .					
	勤務態様	日勤・隔日・その他 ()		副安全管理者		有 (名)・無						
	経歴	勤務期間	勤務所名		職名							
. . から												
. . まで												
. . から												
. . まで												
使用の本拠	自動車の使用の本拠	位置 〒 ふりがな 名称 電話 1 官公署 2 公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融・保険業 12 サービス業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 運輸業 16 その他 ()										
	自動車の台数	乗用	大型 台	中型 台	普通 台	大型特殊 台	小型 台	計 台				
	運転者数	免許種別	大型 1種	中型 2種	普通 1種	普通 2種	大型特殊 1種	二輪 2種	小型 特殊	計		
		専従	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		予備	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
前安全管理者等	氏名					解任年月日	年 月 日					
変更年月日と変更前の事項	解任理由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()										
	参考事項	参考まで下記事項について記載して下さい。 ○ 事業所内従業員数 人 ○ 事業所内免許保有者数（原付を含む） 人 ○ マイカー通勤者（原付を含む） 人										

注 規格は、A列4番横長とする。

(裏)

安全運転管理者等に関する届出書の記載要領

- 1 届出書は、3枚1組となっています。
- 2 各記載欄は、必要事項を必ず記入し、選択記入を求めている欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 3 「届出年月日」欄は、警察署において届出した日を記載してください。
- 4 「届出者の氏名（名称）」、「安全運転管理者等の氏名」及び「自動車の使用の本拠の名称」欄には、必ずふりがなを付けてください。
- 5 「届出の区分」欄の「選任」は選任義務の発生により新規に選任する場合の届出のことを、「解任」は選任義務が消滅する等により解任する場合の届出のことを、「改任」は安全運転管理者等が交代したなど、前任者を解任して引き続き後任者を選任した場合で、解任と選任を同時に行ったときの届出のことを、「変更」は既に届出している届出書の記載事項に変更があった場合の届出のことをいいます。
- 6 「選任年月日」欄は、安全運転管理者等を選任した日を記載してください。
- 7 「職務上の地位」欄は、役職又は担当する係の名称を記載してください。
- 8 「自動車の使用の本拠」欄は、自動車を使用している事業所のことをいい、「名称」は省略することなく正確に記載してください。
- 9 「運転者数」欄は、免許種別ごとの人数を記載してください。ただし、2以上の免許を保有する者については、最上位の免許種別にのみ算入してください。
- 10 「解任理由」欄の「解任命令」は、公安委員会の命令により解任する場合のことをいいます。
- 11 「変更年月日と変更前の事項」欄は、変更の届出をする場合に変更前の内容を記載してください。

業 種 別	備 考	業 種 別	備 考
1 官 公 署		9 卸売・小売業	百貨店を含む。
2 公 団 等	官公立学校、公庫を含む。	10 不 動 産 業	不動産賃貸業を含む。
3 農 業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。	11 金融・保険業	銀行業、信託業、証券業を含む。
4 林 業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。	12 運 輸 業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
5 漁 業	水産養殖業を含む。	13 電気・ガス業	
6 鉱 業	砂・じゃり・玉石採取業を含む。	14 通 信 業	放送業を含む。
7 建 設 業	管工事業、さく井工事業、設備工事業を含む。	15 サ ー ビ ス 業	旅館業、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済・文化・政治・労働・社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業を含む。
8 製 造 業		16 そ の 他	

別記様式第14号中「明治
大正 昭和 平成」を削る。

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号（第13条関係）

職 務 経 歴 証 明 書
運 転

勤 務 先	所在地 _____ 名称
職 ・ 氏 名	年 月 日生
住 所	

勤務先の名称	勤 務 時 間	業務上の地位	業務の内容
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
運 転 免 許 証	第 号	交付 年 月 日	公安委員会
	免 許 の 種 類	免 許 年 月 日	免 許 の 条 件
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

使用者又は代理人の職・氏名

注 1 業務の内容欄には、管理の経験又は運転の経験に関する事項を記入すること。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第19号中「明治」、「大正」、「昭和」及び「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第19号の2中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号（第17条関係）

安全運転管理者 資格認定申請書
副安全運転管理者

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

申請者 業 種
職・氏名 印

次の者を当 の
安全運転管理者 副安全運転管理者 に選任したいので、認定くださよう申請します。

記

選任しようとする者	職..... 氏名 年 月 日生																																		
認定を受けるに足りる理由																																			
自動車台数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">乗用</td> <td>大型</td> <td>台</td> <td rowspan="4">貨物</td> <td>大型</td> <td>台</td> <td>大型特殊</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td>台</td> <td>中型</td> <td>台</td> <td>小型特殊</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>台</td> <td>普通</td> <td>台</td> <td>大型二輪</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>軽</td> <td>台</td> <td>軽</td> <td>台</td> <td>普通二輪</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>台</td> </tr> </table>	乗用	大型	台	貨物	大型	台	大型特殊	台	中型	台	中型	台	小型特殊	台	普通	台	普通	台	大型二輪	台	軽	台	軽	台	普通二輪	台					合 計			台
乗用	大型		台	貨物		大型	台	大型特殊	台																										
	中型		台			中型	台	小型特殊	台																										
	普通		台			普通	台	大型二輪	台																										
	軽	台	軽		台	普通二輪	台																												
				合 計			台																												

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第20号の2及び別記様式第20号の3中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第22号中「平成」を削り、同様式備考3中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号（第21条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																		
年 月 日																		
公 安 委 員 会 殿																		
氏 名 ・ 生 年 月 日										印		年 月 日						
本 籍																		
住 所																		
審査に係る緊急自動車の種類（○で囲む。）																		
中型 普通 大型二輪 普通二輪 小型二輪																		
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名										公安委員会							
	交 付 年 月 日										昭和 平成		年 月 日		有効年		平成 年	
	免 許 証 番 号																	
	免 許 年 月 日	第一種 免 許	二・小・原	昭和 年 月 日 平成														
			そ の 他	昭和 年 月 日 平成														
		第二種免許		昭和 年 月 日 平成														
	免 許 の 種 類 （○で囲む。）			大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	
免 許 の 条 件 等																		
緊急自動車の 使用 者		所 在 地																
		職 名																
		氏 名																

注 1 本籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。
2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第23号の2中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第23号の3を次のように改める。

別記様式第23号の3（第21条の3関係）

条件解除審査申請書																		
年 月 日																		
公 安 委 員 会 殿																		
氏 名 ・ 生 年 月 日										印		年 月 日						
住 所																		
審査を受けようとする条件（○で囲む。）																		
1 眼鏡等 3 その他（ ） 2 補聴器使用																		
現 に 受 け て い る 免 許	公 安 委 員 会										公安委員会							
	交 付 年 月 日										昭和 平成		年 月 日		有効年		平成 年	
	免 許 証 番 号																	
	免 許 年 月 日	第一種 免 許	二・小・原	昭和 年 月 日 平成														
			そ の 他	昭和 年 月 日 平成														
		第二種免許		昭和 年 月 日 平成														
	免 許 の 種 類 （○で囲む。）			大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	
免 許 の 条 件 等																		

注 1 この申請書は、免許に条件を付された者（自動車等の種類を限定された者を除く。）

でその条件の全部又は一部の解除を受けようとする場合に使用すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第23号の4中「平成」を削り、同様式備考3中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第23号の5中「第34条第2項第2号」を「第34条第3項第2号第34条第3項第2号」を「第34条第4項第2号」に改め、「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第23号の6中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第24号を次のように改める。

別記様式第24号（第21条の6関係）

運転免許試験受験票

写 真 貼 付 欄	受 験 場 所	運転免許試験場 警 察 署				受験年月日時 (受験番号)
	登 録 番 号					月 日 時 分
	教 習 所 名					
	教 習 所 コード					月 日 時 分
受 験 種 別	免許					月 日 時 分
本 籍 ・ 国 籍						月 日 時 分
住 所						月 日 時 分
フ リ ガ ナ						月 日 時 分
氏 名	㊞					
生 年 月 日	年 月 日					

現 有 免 許	種 別 (○で囲む。)	仮 免 許	第 一 種							第 二 種	月 日 時 分
			大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特		原 付
有 効 期 限		年 月 日まで									月 日 時 分
適 性 試 験 の 結 果											月 日 時 分
免 許 の 条 件											月 日 時 分
学 科 合 格 証 明 書	受 年 月 日	年 月 日			受験 番号					月 日 時 分	
	学科試験に合格したことを証明する。									月 日 時 分	
	運転免許試験場				確 認 印					月 日 時 分	

注 用紙の大きさは、縦22センチメートル、横15センチメートルとする。

別記様式第25号、別記様式第25号の2及び別記様式第27号中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第27号の2を次のように改める。

別記様式第27号の2（第22条の2関係）

再 試 験 受 験 票					
写 真 貼 付 欄	登録番号				
	受験日時	年 月 日 時 分			
	受験場所	運転免許試験場			
受 験 種 別 (○で囲む。)	普通免許	大型二輪免許	普通二輪免許	原付免許	
フ リ ガ ナ			連絡先	自 宅 局 番	

氏 名														(TEL)	勤務先	局	番			
生 年 月 日	年 月 日																			
本 籍 ・ 国 籍																				
住 所																				
現 に 受 け て い る 免 許	交付年月日番号	年 月 日 号													有効年					
	免 許 証 番 号	第 号																		
	免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	普 通	昭和・平成 年 月 日																
			二 輪	昭和・平成 年 月 日																
			原 付	昭和・平成 年 月 日																
	免 許 の 種 類 (○で囲む。)		大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	けん				
		型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二					
免 許 の 条 件 等																				
再 試 験 通 知 年 月 日 年 月 日																		確 認 印		
再試験通知書受領年月日 年 月 日																				
学 科 合 格 証 明 書	受験年月日	年 月 日													受験番号					
	学科再試験に合格したことを証明する。																			
	運転免許試験場															確 認 印				

注 用紙の大きさは、縦22センチメートル、横15センチメートルとする。

別記様式第28号中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第29号を次のように改める。

別記様式第29号（第24条関係）

（表）

← 8.56 →

↑ 5.40 ↓

氏名 年 月 日生

住所

交付

(銀 帯)

運 転 経 歴 証 明 書

二・小・原 年 月 日 種 類

他									
二種									

写 真

公安委員会 印

（裏）

注 意 事 項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経過について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

注1 材質は、プラスチックとする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第30号中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第31号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の道路交通法施行細則(以下「新細則」という。)第21条の5から第21条の10までの規定(第21条の5第4項から第7項まで及び第21条の9第1項第1号の規定を除く。)は、新細則第22条の2の規定にかかわらず、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び改正法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して行う再試験(改正法附則第14条の規定により読み替えて適用される改正後の道路交通法第100条の2第1項の再試験をいう。以下この項において同じ。)について準用する。この場合において、第21条の5第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第2項中「すべての種類の運転免許」とあるのは「中型免許」と、「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、第21条の6第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「免許の申請」とあるのは「再試験の申込み」と、同条第2項中「運転免許試験受験票(別記様式第24号)」とあるのは「再試験受験票(別記様式第27号の2)」と、第21条の7第5項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第21条の9第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「(2) 学科試験」とあるのは「(1) 学科再試験」と、「(3) 技能試験」とあるのは「(2) 技能再試験」と、同条2項中「前項各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を」とあるのは「技能再試験は、学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかった者に対しては」と、第21条の10中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

- 3 この規則施行の際、現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 削除

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第7号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第117条の4第7号」を「第117条の4第8号」に改める。

第26条の2中「、第6号」を削り、「第8号の2」を「第8号」に改める。

第26条の3第2項中「及び第6号」を削る。

第26条の4中第2項から第8項までを削り、第1項の次に次の9項を加える。

(講習指導員の要件)

- 2 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、大型免許に係るものの講習指導員は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者

(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した者であって、次のいずれかに該当する者

ア 道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)附則第7条に規定するみなし教習指導員(以下「みなし教習指導員」という。)のうち、同法による改正前の法(以下「平成5年改正前の法」という。)第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

イ 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)による改正前の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者

(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第2号)による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。)第1条第2項第1号口に規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。)で大型免許に係るものを修了した者であって、同号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

- 3 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、中型免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者

(2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

4 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、普通免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者
- (2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

5 法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、大型二輪免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者
- (2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

6 法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、普通二輪免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者
- (2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (3) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者
- (4) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

7 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、大型第二種免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型第二種）の交付を受けている者
- (2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

8 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、中型第二種免許に係るものの講習

指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型第二種）の交付を受けている者
- (2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

9 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、普通第二種免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通第二種）の交付を受けている者
- (2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

10 法第108条の2第1項第8号に規定する講習の講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものの講習指導員は、公安委員会の行う応急救護処置指導者養成講習を受講し、応急救護処置指導者養成講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書若しくは応急救護処置講習(二)終了証明書の交付を受けている者又は公安委員会が大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者であること。
- (2) 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものの講習指導員は、公安委員会の行う応急救護処置指導員養成講習を受講し、応急救護処置講習(二)終了証明書の交付を受けている者又は公安委員会が大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者であること。

第26条の6中「第108条の2第1項第8号」を「第108条の2第1項第6号」に改める。

第36条の4第3号イ中「第117条の4第7号」を「第117条の4第8号」に改める。

第36条の12第1項中「第37条の6」を「第37条の6第2号」に改める。

第36条の18中「令」の次に「第37条の6第2号及び」を加える。

別表1申請及び届出の種別の項中「法第108条の2第1項第8号」を「法第108条の2第1項第6号」に改める。

別表2申請及び届出の種別の項中「法第108条の2第1項第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の2」を「法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号」に改める。

別記様式第1号中「明治」、「大正」、「昭和」及び「平成」を削り、同様式注中「用紙

の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第4号中

「

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け
		自	自				ん	型	通	特	ん
型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	引

を

「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
			自	自			ん	型	型	通	特	ん	
型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	引

に改め、同様式備考5中「用

紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第6号中「平成」を削り、同様式備考2中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第8号の2を次のように改める。

別記様式第8号の2（第26条の5関係）

受 付 年 月 日	年 月 日	受 付 番 号 第 号
講 習 年 月 日	年 月 日	
免 許 取 得 時 講 習 受 講 申 込 書		
年 月 日		
殿		
申 込 者		
道 路 交 通 法 第 108 条 の 2 第 1 項 第 4 号、第 5 号、第 7 号 及 び 第 8 号 の 規 定 に よ る 免 許 取 得 時 講 習 を 受 け た い の で 申 し 込 み ま す。		
受 講 者	住 所	
	電 話 番 号	
	氏 名 ・ 生 年 月 日	年 月 日 生
	交 付 公 安 委 員 会	

仮 免 許	免 許 証 番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
講 習 別	大 型 車 講 習	大 型 普 通 應 急 救 護 処 置 講 習 (一)
	中 型 車 講 習	中 型 普 通 應 急 救 護 処 置 講 習 (二)
	普 通 車 講 習	普 通 旅 客 車 講 習

----- 《きりと線》 -----

免 許 取 得 時 講 習 受 講 指 定 書							
年 月 日							
殿							
指 定 者							
年 月 日 に 申 請 あ り ま し た 講 習 を 次 に よ り 実 施 す る の で 指 定 し ま す。							
講 習 年 月 日	講 習 開 始 時 間	講 習 会 場 名	講 習 種 別				
			大 型 車	中 型 車	普 通 車	大 型 二 輪 車	普 通 二 輪 車
			応 急 救 護 処 置 (一)	応 急 救 護 処 置 (二)	大 型 旅 客 車	中 型 旅 客 車	普 通 旅 客 車

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第8号の3中「平成」を削り、「第108条の2第1項第8号」を「第108条の2第1項第6号」に改め、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第10号中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第10号の2及び別記様式第10号の3を次のように改める。

別記様式第10号の2（第31条の5関係）

受 付 年 月 日	年 月 日	通 知 番 号 第 号
講 習 場 所		
講 習 年 月 日	年 月 日	
初 心 運 転 者 講 習 受 講 申 出 書		

	年	月	日
殿			
氏 名			
道路交通法第108条の2第1項第10号の規定による（ ）免許の初心運転者講習を受けたいので申し込みます。			
受講者	住 所		
	氏名・生年月日		年 月 日生
免許証	交付公安委員会番号		公安委員会番号
	交付年月日		年 月 日
	種類	☐ 中 型 ☐ 普 通 ☐ 大 自 二 ☐ 普 自 二 ☐ 原 付	
備考			

《きりとり線》

別記様式第10号の3（第31条の5関係）

初心運転者講習指定書			
年 月 日			
殿			
指定講習機関代表者			
年 月 日に申請ありました講習を次により実施するので指定します。			
講習年月日	開始時間	講習会場名	講 習 の 内 容
			普 通 大型二輪 普通二輪 原 付

- 備考1 印欄は記載しないこと。
- 2 講習の内容欄の「普通」には、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる中型免許を受けた者を含む。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の5中「昭和・平成」を削り、

大型・普通・大特・大型二輪・普通二輪・小特・原付	を
大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付	に改める。

別記様式第10号の6中

大型・普通・大特・大型二輪・普通二輪・原付	を
大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付	に改める。

別記様式第10号の8中「第37条の6」を「第37条の6第2号」に改め、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第10号の10及び別記様式第10号の11の1中

平成 年 月 日	
大 型 ・ 普 通 ・ 大 特 ・ 大 型 二 輪 ・ 普 通 二 輪 ・ 小 特 ・ 原 付	を
年 月 日	
大 型 ・ 中 型 ・ 普 通 ・ 大 特 ・ 大 自 二 ・ 普 自 二 ・ 小 特 ・ 原 付	に改める。

別記様式第13号中「夏期冬道安全運転修了証書」を「夏期冬道安全運転講習修了証書」に改め、「平成」を削る。

別記様式第17号から別記様式第20号まで、別記様式第22号から別記様式第24号までの様式中「平成」を削り、同様式注中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第28号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成○年○月○日」を「 ○年○月○日」に改める。

附 則

- この規則は、平成19年6月2日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。